

※新型コロナウイルス感染拡大の防止のため、一部の相談は電話対応のみとなります。

今月の相談

相談は全て無料です。「要予約」のものは事前の申し込みが必要です。詳しくは、お問い合わせください。

相談名	とき	ところ	予約・その他
法律相談	毎週水曜日(祝日は除く)、午後1時～4時 第1・3水曜日(祝日は除く)、午後1時～4時	市役所1階市民相談室 金剛連絡所	要予約(内線182)、定員6人(第4水曜日は12人) ※1年間で1回利用可。
市民相談	月～金曜日(祝日は除く)、午前9時～午後5時30分 毎週水曜日(祝日は除く)、午後1時～4時	市役所1階7番窓口 金剛連絡所	電話相談も可(内線182、185) 事前予約、電話相談も可【☎(29)1401】
行政相談	15(木)、午後1時～4時	市役所1階市民相談室	国への要望や苦情などを行政相談委員に相談 要予約、電話相談も可(内線182)
司法書士相談	20(火)、午後1時～4時	市役所1階市民相談室	要予約(内線182)、定員6人 ※1年間で1回利用可。
人権なんでも相談	23(金)、午後1時～4時	市役所1階市民相談室	当日電話相談も可(内線187)、人権擁護委員による相談 問い合わせ(内線472)
女性の悩み相談	①6(火)、午前9時30分～午後0時30分、午後1時30分～3時30分、②8(木)、午前10時30分～午後0時30分、午後1時30分～3時30分、③17(土)、午前9時30分～11時30分	すばるホール3階 男女共同参画センター	電話相談も可、要予約(内線474)、女性カウンセラーによる相談、定員①は5人、②は4人、③は2人
人権相談	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時	市人権協議会 (人権文化センター内)	事前予約、電話相談も可【☎(24)3700】
生活相談	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時	市人権協議会 (人権文化センター内)	事前予約、電話相談も可【☎(24)3700】
保育士による育児相談	第2・4月曜日(祝日は除く)、 午後1時～3時	レインボーホール (市民会館)2階	要予約【☎(26)1233】、定員3組
ひとり親家庭相談	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時30分	市役所2階子ども未来室	要予約、電話相談も可(内線204)
家庭児童相談	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時30分	市役所2階子ども未来室	電話相談も可(内線206～208、279)
発達相談	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時15分	市役所2階子ども未来室	要予約、電話相談も可(内線206、279)
子育て相談	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時	児童館	電話相談のみ【☎(25)0666】
健康相談	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時30分	保健センター	要予約【☎(28)5520】、生活習慣病や栄養・禁煙などについての相談
福祉なんでも相談	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時30分	総合福祉会館、かがりの郷、 市役所2階23番窓口	コミュニティソーシャルワーカーによる福祉に関するあらゆる相談
自立支援相談	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時30分	市役所2階23番窓口	電話相談も可(内線274)
市民公益活動相談	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後9時	市民公益活動支援センター	要予約【☎(26)7887】 ※事前予約により土・日曜日、祝日の相談も可。
農業相談	5(月)、午後1時～3時	市役所4階農業委員会	事前予約も可(内線431)
商工相談	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時15分	商工会館2階	経営指導員などによる相談【☎(25)1101】
日本政策金融公庫相談	14(水)、午後1時30分～3時30分	商工会館2階	要予約【☎(25)1101】
税理士による税務相談	9(金)、午後2時～4時	商工会館2階	要予約【☎(25)1101】
消費生活相談	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～正午、午後1時～4時	消費生活センター (市役所1階市民相談室横)	電話相談のみ(内線186)、専門相談員による相談、 消費者ホットライン【☎(局番なし)188】
就労支援相談	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時	市就労支援センター (人権文化センター内)	就労支援コーディネーターによる雇用・就労についての相談 問い合わせ 市人権協議会【☎(24)3700】
お出かけ就労支援相談	27(火)、午後1時30分～4時	市役所4階A会議室	就労支援コーディネーターによる雇用・就労についての相談 問い合わせ 市人権協議会【☎(24)3700】
若者の就労相談	21(水)、午後1時～4時	市役所4階A会議室	要予約、南河内地域若者サポートステーション【☎(26)9441】
労働相談	8(木)、午後2時～5時	市役所1階市民相談室	当日電話相談も可(内線187)、社会保険労務士による相談 ※予約優先(相談日の1週間前までの予約により通訳付きの労働相談も可)。問い合わせ(内線481)
障がい者就業・生活相談	19(月)、午後2時～5時	市役所1階市民相談室	当日電話相談も可(内線199)、専門相談員による相談 (就職のあっせんはしません) 問い合わせ(内線481)
引きこもり相談	22(木)、午後1時～2時30分、2時30分～4時	トピック(きらめき創造館)	要予約【☎(26)8056】、定員各1人、カウンセラーによる相談
進路相談(奨学金)	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時30分	市役所3階教育指導室	当日電話相談も可(内線364)、水曜日は専門相談員による相談
もの忘れ医療介護相談	7(水)、21(水)、11/4(水)、午後1時30分～2時、 2時15分～2時45分	市役所5階 介護認定審査会室	要予約(内線196)、定員各1組、認知症サポート医、 ぼんわかセンター専門職による相談



上下水道

質質な訪問販売にご注意を

最近、市から委託されたような口ぶりでウイルスの除去を持ち掛けて水質調査をし、浄水器を販売したり、水道管や下水道管を清掃したりする事案が多く発生しています。

市が各家庭を訪問し、浄水器の販売や、宅内の水道管・下水道管の清掃などをすることはありません。

必要でない場合や不審に感じた場合は毅然とした態度で断ってください。

また、「だまされたかな」と思われる人は消費者相談をご利用ください。

問い合わせ 上下水道総務課（内線254）、市消費生活センター（内線186）



講座・催し

若さ・健康・体力アップ教室

とき 11月11日～12月23日の毎週水曜日、午前9時45分～11時45分（全7回）

ところ けあばる
内容 体力チェック、若さと健康を保つための運動や食事のポイントなど

対象者 市内在住で65歳以上の人

定員 20人
参加費 無料

申し込み 11月1日(日)までに、ウエルネスけあばるへ（電話申し込み可）

※申し込み多数の場合抽選。ただし、初めて参加される人を優先します。

ワンポイント！介護講習会

とき 10月29日(木)、午後2時～3時

ところ 東公民館
内容 オムツ交換とポータブルトイレの取り扱いをテーマに、介護技術の習得をめざす

定員 15人
受講料 無料

持ち物 飲み物
申し込み 10月26日(月)までに、高齢介護課（内線197）へ（申し込み多数の場合抽選）

膝腰痛改善教室

とき 11月11日～25日の毎週水曜日、午後1時30分～3時30分（全3回）

ところ けあばる
内容 整形外科医による講義、膝痛や腰痛の改善に向けて普段から取り組める簡単な運動や食事のポイントを紹介

対象者 市内在住で65歳以上の人

定員 17人
参加費 無料

申し込み 11月1日(日)までに、ウエルネスけあばるへ（電話申し込み可）

※申し込み多数の場合抽選。ただし、初めて参加される人を優先します。

認知症サポーター養成講座

認知症の人やその家族を温かく見守る応援者である「認知症サポーター」を養成する講座を開催します。

とき 10月12日(月)、午前10時～11時

ところ 総合福祉会館
内容 認知症の基礎知識、認知症の人の心の理解と対応について

対象者 市内在住・在勤で認知症サポーターになることを希望する人

※受講者には認知症サポーターの証しであるオレンジリングをお渡しします。

定員 15人
受講料 無料

申し込み 10月6日(火)～9日(金)に、高齢介護課（内線196）へ（申し込み先着順）

おれんじパートナー交流会

認知症ケアについての情報交換や認知症介護経験者の話を聞いて、不安や悩み、困りごとの解決のヒントを見つけていきましょう。

とき 10月28日(水)、午後1時30分～3時

ところ すばるホール3階会議室2
対象者 認知症の人やその家族、認知症サポーター、地域で認知症ケアを進めていきたい人、認知症に関心のある人など

※認知症の人が参加される場合は、事前にご連絡ください。

定員 18人（当日、直接会場へ）
参加費 100円（お茶・お菓子代）

問い合わせ 井尻さん（おれんじパートナー事務局）☎090(3996)0071

便秘対策！腸に関わる筋肉を刺激しよう！

便秘対策として、腸に関わる筋肉を動かし、大腸を刺激していきます。

日常生活の中で取り組みやすい運動をご紹介しますので、気軽にご参加ください。

とき 11月9日(月)、午後2時～3時

ところ レインボーホール(市民会館)
定員 20人

参加費 500円
持ち物 靴、フェイスタオル、飲み物

※動きやすい服装で参加してください。

申し込み 10月6日(火)～、同ホールへ（申し込み先着順、電話申し込み可）



相談

登記無料相談

とき 10月27日(火)、午後1時～4時

ところ 市役所1階市民相談室
内容 土地家屋調査士と司法書士による相続、贈与、遺言、売買、会社設立、土地の分筆・地積更正登記など登記に関するあらゆる相談

定員 6人
申し込み 10月6日(火)～、都市魅力課（内線182）へ（申し込み先着順）

不動産に関する無料相談

とき 11月5日(木)、午後1時～4時

ところ 市役所1階市民相談室
内容 住宅の購入や賃貸マンションの契約など不動産を安全に取引するための事前相談（相談時間は1人30分以内）

定員 6人
申し込み 10月6日(火)～11月4日(水)

（土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後4時）に、(公社)全日本不動産協会大阪本部大阪南支部〔☎072(263)7222〕へ（申し込み先着順）



住宅を耐震・バリアフリー・省エネ改修すると固定資産税が減額されます

住宅を耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修（熱損失防止改修）し、一定の要件に適合する場合は改修後一定期間、固定資産税が減額されますので申告してください。

対象となる改修工事の内容や申告手続き、添付書類など詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ 課税課（内線113～115）



国民健康保険

新しい国民健康保険被保険者証を送付します

現在使用されている被保険者証は、10月31日(土)で有効期限が切れますので、新しい被保険者証（カード）を10月中旬に簡易書留で郵送します。

■被保険者証が届いたら

新しい被保険者証は、台紙に貼り付けた状態で郵送します。

受け取られたら、世帯の国民健康保険加入者全員の被保険者証があるかを確認した上で、台紙から剝がしてください。

※有効期限が切れた被保険者証は、保険年金課に返却していただくが、ご自身で破棄してください。

なお、被保険者証には国の法令などの規定により、裏面に臓器提供意思表示欄を設けています。この意思表示は任意ですが、ご記入いただいた場合は台紙裏面の「個人情報保護シール」を貼り付けると、署名欄などを見えないようにすることができます。

また、同シールには新薬と同じ有効成分でありながら価格が安い「ジェネリック医薬品（後発医薬品）」希望の意思表示欄を設けていますので、積極的に活用し、医療費の適正化にご協力ください。



■被保険者証を受け取ることができなかつたら

郵便物の転送を郵便局へ依頼されているなどの理由で、被保険者証を受け取ることができなかつた人は、11月2日(月)以降に、次の方法でお受け取りください。

・住所地への再度の郵送は、保険年金課へお問い合わせください。

・窓口での交付は、運転免許証やパスポート、個人番号カードなどの公的機関発行の顔写真付き身分証明書と印鑑（認め印可）を持って、保険年金課へお越しください。

《有効期限が短縮される人》

■75歳になる人（昭和20年11月2日～21年10月31日生まれ）の有効期限は誕生日の前日まで

これは、75歳の誕生日から後期高齢者医療制度に移行するためです。同制度の被保険者証は、誕生日の前月中に郵送します。

問い合わせ 保険年金課（内線552）



介護保険

65歳になる人に介護保険被保険者証を送付します

介護保険制度では、65歳（誕生日の前日）になると第1号被保険者となります。本市では、第1号被保険者になる月の初旬に介護保険被保険者証を送付しています。要介護認定の申請の際に必要なためですので大切に保管してください。

また、第1号被保険者になると介護保険料の計算方法や納め方が変わります。詳しくは、介護保険被保険者証に同封のパンフレット、または翌月に送付する保険料の納付通知書をご覧ください。

介護保険料は原則、特別徴収（年金からの天引き）で納めていただくこととなりますが、第1号被保険者になられてすぐには特別徴収になりません。しばらくの間、普通徴収（市から送付する納付通知書で納付）で納めてください。また、特別徴収になる時期は、事前に通知します。

なお、65歳になる前の保険料や納付については、ご加入の医療保険（健康保険組合など）に直接お問い合わせください。

●10月より特別徴収に変わる人

現在、普通徴収で保険料を納めている人のうち今年4月1日時点で、65歳になっている人で、特別徴収の対象となる公的年金（老齢年金や退職年金など）を年間18万円以上受給している人、今年4月1日までに本市へ転入した人で年金保険者（年金事務所、共済組合など）に住所変更の手続きを完了されている人、または昨年度中に保険料額更正などで特別徴収から普通徴収に変更となった人は原則、介護保険料の支払い方法が10月から特別徴収に変わります。

ただし、すでに納付書をお持ちの場合は、上記にかかわらず来年3月まで普通徴収で納めてください。

問い合わせ 高齢介護課（内線175、176）



上下水道

給水装置の修繕費用は個人負担です

公道などに埋められた配水管は市の所有物ですが、この配水管から分かれた給水管などの給水装置（水道メーターは除く）は皆さんの財産です。

閉栓中であっても水道メーターより下流側（宅地側）の水漏れなどの修繕費用は個人負担となりますので、注意して管理してください。

緊急の水漏れなどの水道管のトラブルがあった場合、市指定給水装置工事業者または市管工事業協同組合へ連絡してください。

同組合へ修繕の申し込みをする場合は、月～金曜日（祝日は除く）、午前9時～午後5時30分は同組合【☎0120(032)497】へ。その他の時間帯および土・日曜日、祝日、年末年始は市役所宿直室【☎(25)1000】へご連絡ください。

問い合わせ 水道工務課（内線257、295）



福祉

重度障がい者医療医療証が (オレンジ色)に変わります

現在、「重度障がい者医療医療証」(緑色)をお持ちの人は、10月31日(土)で有効期限が切れます。

引き続き該当する人には、新しい医療証(オレンジ色)を10月末までに郵送します。届かない場合や初めて申請される人は、お問い合わせください。

また、医療証をお持ちの人で健康保険証や住所などに変更のある人は速やかに届け出てください。

対象者 本市に居住し、健康保険に加入している人で、次のいずれかに該当する人

- ・身体障がい者手帳(1・2級)を持っている人
- ・療育手帳(A)を持っている人
- ・身体障がい者手帳(3～6級)と療育手帳(B1)の両方を持っている人
- ・精神障がい者保健福祉手帳(1級)を持っている人
- ・特定医療費(指定難病)受給者証を持っている人のうち障がい者年金1級または特別児童扶養手当1級を受給相当の人

問い合わせ 福祉医療課(内線163、164)

赤い羽根共同募金運動

10月1日(木)より、赤い羽根共同募金運動が始まります。

赤い羽根共同募金は地域の皆さんからの寄付金を、その地域の福祉のために使う「自分のまちを良くするしくみ」です。ぜひ、ご協力をお願いします。

とき 10月1日(木)～12月31日(木)

目標額 422万4000円

※10月3日(土)、午前11時～正午に、エコー・ル・ロゼ南駐車場街頭キャンペーンを実施します。

●歳末たすけあい運動助成団体を募集
年末年始に開催される、地域住民を対象とした交流事業へ助成します。

申し込み方法など詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ 総合福祉会館内富田林地区募金会事務局 ☎(25)8261

献血にご協力を

とき・ところ 10月4日(日)、午前10時～午後4時＝エコー・ル・ロゼ、9日(金)、午前10時～正午＝南河内府民センター、午後2時～4時30分＝P.L.病院、10日(土)、午前10時～正午、午後1時～4時30分＝コノミヤ富田林店
※献血を受けていただける条件など詳しくは、お問い合わせください。



問い合わせ 市献血推進協議会 ☎(25)8261



国民年金

国民年金保険料をまとめて 前納すると割引されます

今年度の下半期分(10月～令和3年3月分)の保険料を11月2日(月)までに前納すると、保険料が割引されます。

また、保険料の一部が免除承認されている人も、納付すべき一部の保険料を前納することにより割引されます。割引額は、下表のとおりです。

	毎月納付の 納付額(6カ月分)	下半期の 前納額(6カ月分)	割引 額
定額保険料	9万9240円	9万8430円	810円
付加保険料	2400円	2380円	20円
4分の3納付 (4分の1免除)	7万4460円	7万3860円	600円
半額納付 (半額免除)	4万9620円	4万9220円	400円
4分の1納付 (4分の3免除)	2万4840円	2万4640円	200円

下半期分の保険料の前納方法

「領収(納付受託)済通知書」の領収日付欄に「下期」と表示のある納付書で、最寄りの金融機関、郵便局、コンビニエンスストアで納付してください。※前納用の納付書がないときは、年金事務所にご連絡ください。

問い合わせ 天王寺年金事務所 ☎06(6772)7531



税

税務相談センターを開設

近畿税理士会富田林支部では「税務相談センター」を開設し、国税などに関する税務相談を無料で実施します。

とき 10月15日(木)、11月19日(木)、いずれも午後1時～4時

ところ 市役所1階課税課前会議室

申し込み 相談希望日の1週間前までに、同支部 ☎(25)6250へ

本市への転入者で、原動機付 自転車などを所有している人 は申告を

本市へ転入された人が原動機付自転車などを所有されている場合は、本市のナンバープレートに変更していただく必要があります。ナンバープレートを変更せずに、原動機付自転車などを所有している人は、課税課もしくは金剛連絡所で手続きをしてください。

◇前住所地で未廃車の場合

持ち物 前住所地の申告済証(標識交付証明書)、ナンバープレート、登録者(納税義務者)の印鑑(認め印可)

◇前住所地で廃車済の場合

持ち物 廃車証明書(再登録用)、登録者(納税義務者)の印鑑(認め印可)

問い合わせ 課税課(内線110)

今日は市・府民税の 第3期分の納期です

納付には便利な口座振替のご利用を!

市税納付書に記載の金融機関・コンビニエンスストア・モバイルレジ(インターネットバンキング)による支払いで納付期限までに納めてください。口座振替は、市税取扱金融機関での手続きの他、収納管理課や金剛連絡所で手続きをすることもできます(ページー口座振替受付サービス)。手続きに必要な持ち物や対応している金融機関など詳しくは、収納管理課(内線122)へお問い合わせください。

◆固定資産税 都市計画税	◆市・府民税	◆軽自動車税 (種別割)
第1期 5月	第1期 6月	全期 5月
第2期 7月	第2期 8月	※同一名義で登録されている全台数の振替になります。
第3期 9月	第3期 10月	
第4期 12月	第4期 1月	